

海神会学術活動援助規定

(趣旨)

第 1 条 神戸大学海洋政策科学部（海事科学部）および大学院海事科学研究科の発展のための学術活動援助に関し必要な事項を定めたものである。

(援助の額)

第 2 条 海神会基金を用い、援助総額は年間で 50 万円とし、半期ごと 25 万円とする。原則として 1 人あたり 10 万円を限度とする。

ただし、渡航先により限度額を設定する。

- (1) 中国・台湾・韓国：5 万円
- (2) ハワイ・アジア：8 万円
- (3) その他の地域：10 万円
- (4) 国内：2 万円

(応募資格)

第 3 条 本会会員で海事科学研究科教員の推薦を受けた学生および院生で、当該年度内に国内外で開催された学術会議等に自費で出席し、自ら研究発表を行ったもの。

なお、以下のものは除く。

- (1) 過去 3 年以内に神戸大学大学院学生派遣援助事業から援助を受けた者。
- (2) 学会や企業など、他の団体からの援助を同時に受ける者。

(応募時期)

第 4 条 応募は随時受け付け、応募締め切りは毎年度 9 月末、毎年度 2 月下旬とする。

(応募方法)

第 5 条 応募者は、以下の書類を提出する。

- (1) 所定の申請書：1 部
- (2) 学術活動報告書（写真を含む）：1 部
- (3) 学会参加費の見積もり書：各 1 部
- (4) 海事科学研究科（海洋政策科学研究科）教員の推薦書：1 部

(選考方法)

第 6 条 応募書類をもとに海神会総合運営委員会において決定する。（メール審議も含む。）

(寄稿等の義務)

第 7 条 援助された者は、海神会だより会報への寄稿ならびに海神会からの要請があったときは、講演会や会議等で発表しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規定は、2022 年 4 月 1 日より施行する。